

優良技能者手当制度を推進

－ 優良技能者就労管理システム（T-PARTNER）を全国展開 －

戸田建設(株)(社長:井上舜三)は、「優良技能者手当支給制度」を創設し、その推進を図るため4月1日からイントラネット上に「優良技能者就労管理システム(T-PARTNER)」を構築し、全作業所で運用を開始しました。

「優良技能者手当支給制度」の支給対象者は、当社の職長会に所属し登録基幹技能者の資格を有する職長で、現在約200名を「優良技能者」として認定しており、今後も拡充を目指しています。

同制度は、社団法人日本建設業連合会(以下、日建連)の提言*^注)に適応した取り組みで、会員各社が手当支給で足並みを揃えていくことが重要との観点から、各社が一致して取り組みやすい金額である、日額500円を当面の支給額としています。

また、協力会社と一体となって賃金向上を目指すことが重要と捉え、直接本人に支給するのではなく、協力会社から支払われる給料に優良技能者手当として加算する原資と位置づけ、協力会社に支給していきます。

優良技能者が、複数の支店や複数の作業所、あるいは複数の一次請負会社の元で就労したとしても、就労実績の集計や手当の支払い処理が間違いなく対応できることが必要です。

「優良技能者就労管理システム(T-PARTNER)」は建築・土木に関わらず、社内のどの支店、どの作業所に於いても活用できる仕様となっており、「将来、日建連として優良技能者のマスターデータが構築され、建設業界の共通制度として手当支給が運用されることも念頭に置いた仕様」としています。



今後、建設業界全体としてこのような取り組みが広がっていくことを期待しています。

* 注記

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の実施における基本方針について(平成21年5月22日)

1. 賃金

- 1) 日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することに努めることとする。
- 2) 日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認めた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が600万円以上となるよう努めることとする。
- 3) 日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする

以上